

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）（昭和42年7月25日法律第81号）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民票基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村（特別区を含む。）に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務 なお⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 中間サーバー・ソフトウェア 4. コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ①住民基本台帳ファイル
- ②住基ネット本人確認情報ファイル
- ③住基ネット転出証明情報ファイル
- ④住基ネット広域住民票ファイル
- ⑤送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条（個人番号の通知） ・第23条の4（個人番号カードの交付方法） 2. 住基法 （令和4年6月22日法律第77号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85 の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I 関連情報 3 個人番号の利用 2 住基法	平成25年5月31日法律第28号施行時点	平成28年6月3日法律第63号施行時点	事後	平成29年度版戸籍六法
平成29年7月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署	市民課長 加藤 美喜子	市民課長 高山 学	事後	人事異動による修正の為事後に提出
平成29年7月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年5月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年7月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の係数か	平成27年5月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	一行目「市町村が住民を対象する」	一行目「市町村が住民を対象とする」	事後	
平成30年6月22日		⑨個人番号の通知及び番号カードの交付	⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 2. 住基法	(平成28年6月3日法律第63号施行時点)	(平成29年6月16日法律第65号施行時点)	事後	
平成30年6月22日		・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	市民課長 高山 学	市民課長 荒田 明子	事後	人事異動による修正の為事後に提出
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(平成29年6月16日法律第65号施行時点)	-	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、5～7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	23行目から26行目「番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)」	23行目から25行目「番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)」	事後	
令和2年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119,120の項	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108	事後	
令和2年8月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年6月20日時点	令和2年8月20日時点	事後	
令和2年8月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年6月20日時点	令和2年8月20日時点	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの)	1. 番号法 ・第7条(個人番号の通知)・第23条の4(個人番号カードの交付方法)	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日時点	令和4年3月25日時点	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日時点	令和4年3月25日時点	事後	
令和4年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民票基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村(特別区を含む。)に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民票基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村(特別区を含む。)に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務	事前	

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力 ⑤所得・課税証明書のコンビニ交付に関する事務
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル
--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、 別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） [情報提供の根拠] 別表第二の第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84, 87,91,92,94,97,101,102,106,107,108,113,114,115,116,119の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第 3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23 条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第 40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. いつの時点か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつの時点か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月20日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月20日	II 1. いつの時点か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月20日	II 2. いつの時点か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつの時点か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつの時点か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年10月28日	I-1.-②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力 ⑤所得・課税証明書のコンビニ交付に関する事	事前	
令和4年10月28日	I-1.-③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付システム	事前	
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16項 並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り 車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③軽自動車税減免関係事務
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一第16項並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び [情報提供の根拠] なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） [情報照会の根拠] 別表第二の第27の項並びに内閣府・総務省令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	II 1. 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年6月16日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月12日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月12日	I 1. ②事務の概要		③軽自動車税減免関係事務	事後	
平成30年6月12日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月12日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報
ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバ
シー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩
その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個
人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

納付情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法…並びに内閣府・総務省令第16条	番号法…並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II 1. いつの時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月19日	II 2. いつの時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつの時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつの時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年10月28日	I-1. ②事務の概要	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	項目の見直し
令和4年10月28日	I-3. 法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 〔情報提供の根拠〕 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 番号法 第19条第8号 別表第二別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第7号)	事前	項目の見直し
令和4年10月28日	IV-6. 情報ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	項目の見直し
令和5年1月31日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条	番号法第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	項目の見直し
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③システムの名称	滞納整理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一の第16,30,59,68項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び [情報提供の根拠] 別表第二の第1,27,28,29,42,46,94,95の項並びに内閣府・総務省令第1条、第20条、第21条、第25条、第47条 [情報照会の根拠] 別表第二の第27,44,45,94の項並びに内閣府・総務省令第20条、第26条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I 3. 法令上の根拠	行政手続きにおける…並びに内閣府・総務省 令第16条	行政手続きにおける…並びに内閣府・総務省 令第16条、第24条、第46条、第50条	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月19日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一 第16,30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし (情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) [情報照会の根拠] 別表第二の第27,42,44の項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条、第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. 対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年6月16日	II 1. いつ時点の計数か	・平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつ時点の計数か	・平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月12日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	
平成30年6月12日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月12日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税の滞納対策に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国民健康保険税の滞納対策に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の滞納対策に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 国民健康保険税(料)の滞納整理情報の管理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会
③システムの名称	国保滞納対策システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国保滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第16,30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供の根拠] 別表第二の第27の項並びに内閣府・総務省令第20条 [情報照会の根拠] 別表第二の第27の項並びに内閣府・総務省令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月16日	I 4. ②法令上の根拠	[情報提供の根拠]なし	[情報提供の根拠]別表第二の第27条の項並びに内閣府・総務省令第20条	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	田宮 真人	松坂 聡士	事後	人事異動による変更
平成29年6月16日	II 1. いつ時点の計数か	・平成27年3月31日	・平成29年5月31日	事後	
平成29年6月16日	II 2. いつ時点の計数か	・平成27年3月31日	・平成29年5月31日	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	松坂 聡士	加藤 功	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
平成30年6月19日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年5月31日	令和元年5月31日	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	記載なし	該当項目を記載	事後	
令和2年8月20日	II 1. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II 2. いつの時点か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II 1. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II 2. いつの時点か	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II 1. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II 2. いつの時点か	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金被保険者の資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第31項並びに内閣府・総務省令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第48項、第50項並びに内閣府・総務省令第26条の3、第26条の4 [情報照会の根拠] なし (情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-2122

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月6日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 加藤 美喜子	市民課長 高山 学	事後	人事異動による修正のため事後に提出
平成29年7月6日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年5月31日	3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第31項並びに内閣府・総務省令第24条の2	事後	
平成30年6月21日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 高山 学	市民課長 荒田 明子	事後	人事異動による修正のため事後に提出
平成30年6月21日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	
平成30年6月21日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二[情報提供の根拠]なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	[情報提供の根拠]番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第48項、第50項並びに内閣府・総務省令第26条の3、第26条の4	事後	
令和1年6月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、5～7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ファックス	0233-22-0989	0233-22-2122	事後	
令和4年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施ごと接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・第19条第1号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・参照のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (情報紹介の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 荒澤 宏二	健康課長 小松 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 小松 孝	健康課長	事後	職名のみ記載
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年9月22日	Ⅰ 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携②	〔情報照会の根拠〕別表第二の第17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第13条	〔情報照会の根拠〕別表第二の第16の2,17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2. 3. 5～7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月7日	I.1.2事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施ごと接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月7日	I.1.3.システム名	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月7日	I.3.2法令上の根拠	行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令第10条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項別表第一の10の項 ・第19条第1号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・参照のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	
令和4年3月7日	I.4.2法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び〔情報提供の根拠〕なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)[情報照会の根拠]別表第二の第16の2,17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(情報提供の根拠) 別表第二の16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 別表第二の16の2、17、18、19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (情報紹介の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、 別表第一の第49項並びに内閣府・総務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び [情報提供の根拠] 別表第二の第26,56の2,69の2,70,87項並びに内閣府・総務省令第19条、第30条、第44条 [情報照会の根拠] 別表第二の第69の2,70項並びに内閣府・総務省令第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 荒澤 宏二	健康課長 小松 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 小松 孝	健康課長	事後	職名のみ記載
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年9月22日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携②	〔情報照会の根拠〕別表第二の第17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第13条	〔情報照会の根拠〕別表第二の第16の2,17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、5、7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 〔接続しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年3月24日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携②	〔情報照会の根拠〕別表第二の第16の2,17,18,19の項並びに内閣府・総務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2	番号法第19条第7号及び 〔情報提供の根拠〕 別表第2の第26.56の2、69の2、70.87項並びに内閣府・総務省令第19条、第30条、第44条 〔情報照会の根拠〕 別表第2の第69の2、70項並びに内閣府・総務省令第39条	事後	
令和2年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年3月24日	事後	
令和2年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年3月24日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月24日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年3月24日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 4.情報連携ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号及び 〔情報提供の根拠〕 別表第2の第26.56の2、69の2、70.87項並びに内閣府・総務省令第19条、第30条、第44条 〔情報照会の根拠〕 別表第2の第69の2、70項並びに内閣府・総務省令第39条	番号法第19条第8号及び 〔情報提供の根拠〕 別表第2の第26.56の2、69の2、70.87項並びに内閣府・総務省令第19条、第30条、第44条 〔情報照会の根拠〕 別表第2の第69の2、70項並びに内閣府・総務省令第39条	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、検診結果等の指導・管理、健康手帳の交付、各種相談や健康教育の対応、生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見・早期治療をすることにより健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)健康増進法に基づく生活習慣相談等の実施 (2)健康増進法に基づく健康増進事業の実施
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の76の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 （情報提供の根拠） 別表第二の102の2の項 （情報照会の根拠） 別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第50条 （情報照会の根拠） 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 荒澤 宏二	健康課長 小松 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 小松 孝	健康課長	事後	職名のみ記載
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
平成29年6月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	H27.3.31	H29.5.31	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	Ⅳリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 5.特定個人情報の提供・移転 〔提供・移転しない〕 6.情報ネットワークとの接続 〔接続しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.1.2事務の概要	健康増進法の規定に則り成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、検診結果等の指導・管理、健康手帳の交付、各種相談や健康教育の対応、生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見・早期治療をすることにより健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1)健康増進法に基づく生活習慣相談等の実施 (2)健康増進法に基づく健康増進事業の実施	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.4.1実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月7日	Ⅰ.4.2法令上の根拠		(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号(特定個人情報提供の制限) (情報提供の根拠) 別表第二の102の2の項 (情報照会の根拠) 別表第二の102の2の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第50条 (情報照会の根拠) 第50条	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年3月7日	Ⅳ.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第26,30,87項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条 ※30の項に係る主務省令は未公布 [情報照会の根拠] 別表第二の第74、75項並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	ファックス0233-22-0989	ファックス0233-223-2469	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②		※30の項に係る主務省令は未公布 ※75の項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 板垣 秀男	子育て推進課長 滝口 英憲	事後	
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 計数時点	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2～6 〔十分である〕 7.特定個人情報の保管・消去 〔特に力を入れている〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年9月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〔情報照会の根拠〕 別表第二の第74、75項並びに内閣府・総務省 令第40条 ※75の項に係る主務省令は未公布	〔情報照会の根拠〕 別表第二の第74、75項並びに内閣府・総務省 令第40条、第40条の2	事後	
令和2年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	ファックス0233-223-2469	ファックス0233-23-2469	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 滝口 英憲	子育て推進課長	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認 ⑤口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和5年1月31日	I -3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項別表第一の第56項並びに内閣府・総務省令第44条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月25日	令和5年1月20日	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月20日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定の管理、利用者負担の徴収、副食費の免除対象者の判定、給付費の支給に係る事務や施設等利用給付認定に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認及び支給認定事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料・副食費・施設等利用給付の算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の8、94の項並びに内閣府・総務省令第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 別表第二の13、116の項並びに内閣府・総務省令第10条の3、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	並びに内閣府・総務省令第8条 ※94の項に係る主務省令は未公布	並びに内閣府・総務省令第8条、第68条	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②	(情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 及び別表第二の12、116の項 ※12、116の項に係る主務省令は未公布	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 及び別表第二の13、116の項 ※13、116の項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 板垣 秀男	子育て推進課長 滝口 英憲	事後	
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 計数時点	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2、3、6、7 〔十分である〕 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 〔委託しない〕 5.特定個人情報の提供・移転 〔提供・移転しない〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認及び支給認定事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、副食費の免除対象者の判定、給付費の支給に係る事務や施設等利用給付認定に係る事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認及び支給認定事務 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料・副食費・施設等利用給付の算定に必要な各種情報の照会	事後	
令和2年8月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の8、94の項並びに内閣府・総務省令第8条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の8、94の項並びに内閣府・総務省令第8条、第68条	事後	
令和2年8月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び 〔情報提供の根拠〕 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の13、116の項 ※13、116の項に係る主務省令は未公布	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び 〔情報提供の根拠〕 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 別表第二の13、116の項並びに内閣府・総務省令第10条の3、第59条の2	事後	
令和2年8月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事前	
令和2年8月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 接続しない(提供) [] 十分である	[O] 接続しない(提供) []	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和4年3月25日	事後	
令和4年3月25日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び 〔情報提供の根拠〕 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 別表第二の13、116の項並びに内閣府・総務省令第10条の3、第59条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び 〔情報提供の根拠〕 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 〔情報照会の根拠〕 別表第二の13、116の項並びに内閣府・総務省令第10条の3、第59条の2	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 滝口 英憲	子育て推進課長	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第37項並びに内閣府・総務省令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第13,16,26,30,47,64,65,87,116項並びに内閣府・総務省令第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条 ※13、30、116の項に係る主務省令は未公布 [情報照会の根拠] 別表第二の第57項並びに内閣府・総務省令第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	ファックス0233-22-0989	ファックス0233-23-2469	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要	⑤進達事務、⑥児童扶養手当情報の照会	⑤児童扶養手当情報の照会	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②	別表第二の第13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項並びに内閣府・総務省令第16条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条	別表第二の第13、16、26、30、47、64、65、87、116項並びに内閣府・総務省令第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条 ※13、30、116の項に係る主務省令は未公布	事後	
平成29年5月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 板垣 秀男	子育て推進課長 滝口 英憲	事後	
平成29年5月31日	II しいき値判断項目 計数時点	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2～7 〔十分である〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②	別表第二の第13,16,26,30,47,64,65,87,116項並びに内閣府・総務省令第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条 ※13、30、116の項に係る主務省令は未公布	別表第二の第13,16,26,30,47,64,65,87,116項並びに内閣府・総務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条2の2 ※13、30、116の項に係る主務省令は未公布	事後	
令和5年3月25日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署の②	子育て推進課長 滝口 英憲	子育て推進課長	事後	
令和5年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月25日	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月25日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法等の規定に則り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の家賃決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会
③システムの名称	公営住宅システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第19項並びに内閣府・総務省令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) [情報照会の根拠] 別表第二の第31項並びに内閣府・総務省令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 都市整備課
②所属長の役職名	都市整備課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険関係事務	
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④口座情報の管理、異動、照会	
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	
2. 特定個人情報ファイル名		
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,,94,95の項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 [情報照会の根拠] 別表第二の第93、94の項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	新庄市 成人福祉課	
②所属長の役職名	成人福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月14日	7	成人福祉課	総合政策課	事後	
平成29年7月4日	5	成人福祉課長 佐藤信行	成人福祉課長 加藤美喜子	事後	人事異動による変更
平成29年7月4日	II しきい値判断 1と2	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月21日	5	成人福祉課長 加藤美喜子	成人福祉課長 青山左絵子	事後	人事異動による変更
平成30年6月21日	II しきい値判断 1と2	平成29年5月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2～7 〔十分である〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	I - 1. - ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④口座情報の管理、異動、照会		
令和5年1月31日	I - 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条		
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務			
②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定に則り、申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、認定業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会			
③システムの名称	身体障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア			
2. 特定個人情報ファイル名				
身体障害者手帳情報ファイル 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第11項並びに内閣府・総務省令第11条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	新庄市 成人福祉課			
②所属長の役職名	成人福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	精神障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、精神障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者手帳に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認
③システムの名称	精神障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者手帳情報ファイル 指導記録ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の第14項並びに内閣府・総務省令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者の補装具支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、精神障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の補装具支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、補装具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の補装具受給情報照会
③システムの名称	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
補装具台帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一第84項並びに内閣府・総務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) [情報照会の根拠] 別表第二の第108、109、110の項並びに内閣府・総務省令第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害者の日常生活用具給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、障害者の日常生活用具給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活用具給付に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、日常生活用具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の日常生活用具給付情報照会
③システムの名称	日常生活用具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
日常生活用具台帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第84項並びに内閣府・総務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第109項 [情報照会の根拠] 別表第二の第108、109、110項並びに内閣府・総務省令第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国手当支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律に則り 認定業務、支給要件確認業務、支給業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ③転入前の手当台帳情報照会
③システムの名称	手当支給システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
手当情報ファイル 支給停止情報ファイル 所得状況ファイル 支給ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第47項並びに内閣府・総務省令第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第26,85,87の項並びに内閣府・総務省令第19条、第44条 [情報照会の根拠] 別表第二の第67,68,69,85の項並びに内閣府・総務省令第38条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	高齢者の福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、国手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法等の規定に則り 高齢者台帳の管理、施設措置の判定、負担額の決定、費用徴収管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下において使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②施設措置の判定に必要な各種情報の照会 ③負担額の決定に必要な各種情報の照会 ④扶養義務者情報の照会
③システムの名称	高齢者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者台帳ファイル 施設措置情報ファイル 費用徴収情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第41項並びに内閣府・総務省令第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークシステムにより提供は行わない。) [情報照会の根拠] 別表第二の第61、62項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月4日	5	成人福祉課長 佐藤信行	成人福祉課長 加藤美喜子	事後	人事異動による変更
平成29年7月4日	II しきい値判断 1と2	平成27年3月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年6月19日	5	成人福祉課長 加藤美喜子	成人福祉課長 青山 左絵子	事後	人事異動による変更
平成30年6月19日	II しきい値判断 1	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成30年6月19日	II しきい値判断 1と2	平成29年3月31日	平成30年5月31日	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断 1と2	平成30年5月31日	令和1年5月31日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月31日	令和1年6月20日	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 〔基礎項目評価書〕 2～7 〔十分である〕 8.監査 〔自己監査〕 9.従業員に対する教育・啓発 〔十分に行っている〕	事後	
令和2年8月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和2年8月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年8月20日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和4年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月20日	令和4年3月14日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月14日	令和5年1月6日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	自立支援医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、自立支援医療関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、レセプト入力、自立支援医療の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の自立支援医療情報照会
③システムの名称	自立支援医療管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療受給者台帳ファイル 自立支援医療費情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一も第84項並びに内閣府・総務省令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第16,22,26,56の2,87,109,116項並びに内閣府・総務省令第12条、第19条、第30条、第44条 [情報照会の根拠] 別表第二の第22,108,109,110の項並びに内閣府・総務省令第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	障害者総合支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、障害者総合支援関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援関係事務
②事務の概要	障害者総合支援法等の規定に則り、 受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会
③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第8,84項並びに内閣府・総務省令第8条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報照会・提供の根拠] 別表第二の第9,10,11,108の項並びに内閣府・総務省令第8条、第9条、第10条、第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法等の規定に則り、生活保護の申請・決定・実施の管理、返還金管理、医療券等の発行、統計報告資料作成、レセプトの確認・管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保護費の算定や各種扶助の判定に必要な要件の情報照会 ③被保護者世帯及び扶養義務者情報の照会 ④転入転出時の生活保護受給情報の照会 ⑤医療受診情報の照会
③システムの名称	生活保護システム 生活保護版レセプト管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の第15項並びに内閣府・総務省令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び [情報提供の根拠] 別表第二の第9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119項 並びに内閣府・総務省令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、 第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 [情報照会の根拠] 別表第二の第26項並びに内閣府・総務省令第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止するために予防接種を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の対象者の把握・接種勧奨 ②予防接種の接種歴の管理・照会 ③予防接種による健康被害等の管理・照会
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の93の2の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の115の2の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新庄市 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)に関する事務			
②事務の概要	新庄市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)に関する事務			
③システムの名称	1 児童手当、税務情報システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)関係情報ファイル 2 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の100の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号) ・第73条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) ・第10条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	1 番号法 ・第19条第8項 ・別表第二の121の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号) ・第59条の4 3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和3年5月19日号外内閣府、総務省告示第2号)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	新庄市 子育て推進課			
②所属長の役職名	子育て推進課課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111 ファックス0233-22-0989			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新庄市は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県新庄市長

公表日

令和5年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金」の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の審査及び決定に関する事務 ②令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市町村民税情報ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月19日法律第38号）第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第59条の4 ■情報提供 なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	新庄市 成人福祉課
②所属長の役職名	成人福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新庄市総合政策課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新庄市市民課 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号 電話0233-22-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]